

自動車運転代行業 の認定申請をされる方へ



～自動車運転代行業では、**欠格事由**(業を営んではならない者の要件)
が法で定められています!～

自動車運転代行業の欠格事由

【自動車運転代行業の適正化に関する法律第3条各号】

次のいずれかに該当する方は、**自動車運転代行業を営むことができません。**

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- ② 次の事項に該当し、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない方
 - ・ 禁固以上の刑に処せられた方
 - ・ 運転代行業法の規定、道路運送法若しくは道路交通法の所定の規定又は道路交通法の所定の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられた方
- ③ 最近2年間に、運転代行業法に基づく営業停止命令又は営業廃止命令に違反する行為をした方
- ④ 暴力団関係者等強いく犯性が認められる方
- ⑤ 精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方
- ⑥ 営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の方
ただし、自動車運転代行業者の相続人であって、その法定代理人が①～⑤及び⑧のいずれにも該当しない場合を除く
- ⑦ 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じない方
- ⑧ 安全運転管理者等を選任しない方
- ⑨ 法人でその役員の中に①～⑤のいずれかに該当する方がいる場合

注意!

認定を申請しても、審査の結果、**欠格事由**に該当すると認められた場合には、**認定されないこととなります。**

また、**認定されない場合には、申請手数料は返還されません。**

※ 不明な点は、福岡県警察本部交通企画課または警察署窓口にお問い合わせください。